

【 検 査 】

5 1 ステロイド長期服用中の腰痛症に対する骨塩定量検査の算定について

《令和 6 年 2 月 2 9 日》
《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い（変更前）

ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対する D 217 骨塩定量検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更前）

ステロイド長期服用中の副作用の一つに骨粗鬆症及びこれに伴う腰痛症があるが、骨塩定量検査は、厚生労働省通知※に「骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。」と示されている。

以上のことから、ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

○ 取扱い（変更後）

ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対する D 217 骨塩定量検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更後）

ステロイド長期服用中の副作用の一つに骨粗鬆症及びこれに伴う腰痛症があるが、骨塩定量検査は、厚生労働省通知※に「骨粗鬆症の診断及びその経過観察を行った場合であって、以下のアからカのいずれかに該当する患者については 4 月に 1 回に限り、その他の患者については 1 年に 1 回に限り算定する。

ア 骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して 1 年以内の場合

イ 新たに骨折した場合

ウ 関係学会のガイドラインで示されている骨折危険因子が新規に増えた場合

エ ビスホスホネート薬治療の中断を検討する場合
オ グルココルチコイド、アロマターゼ阻害薬、抗アンドロゲン薬、骨形成
促進薬等、骨減少又は骨増加をきたす薬剤を投与する場合
カ 吸収不良、全身性炎症性疾患、長期不動、人工閉経等、骨減少又は骨増
加をきたす疾患等を有する場合」と示されている。

以上のことから、ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に
対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について